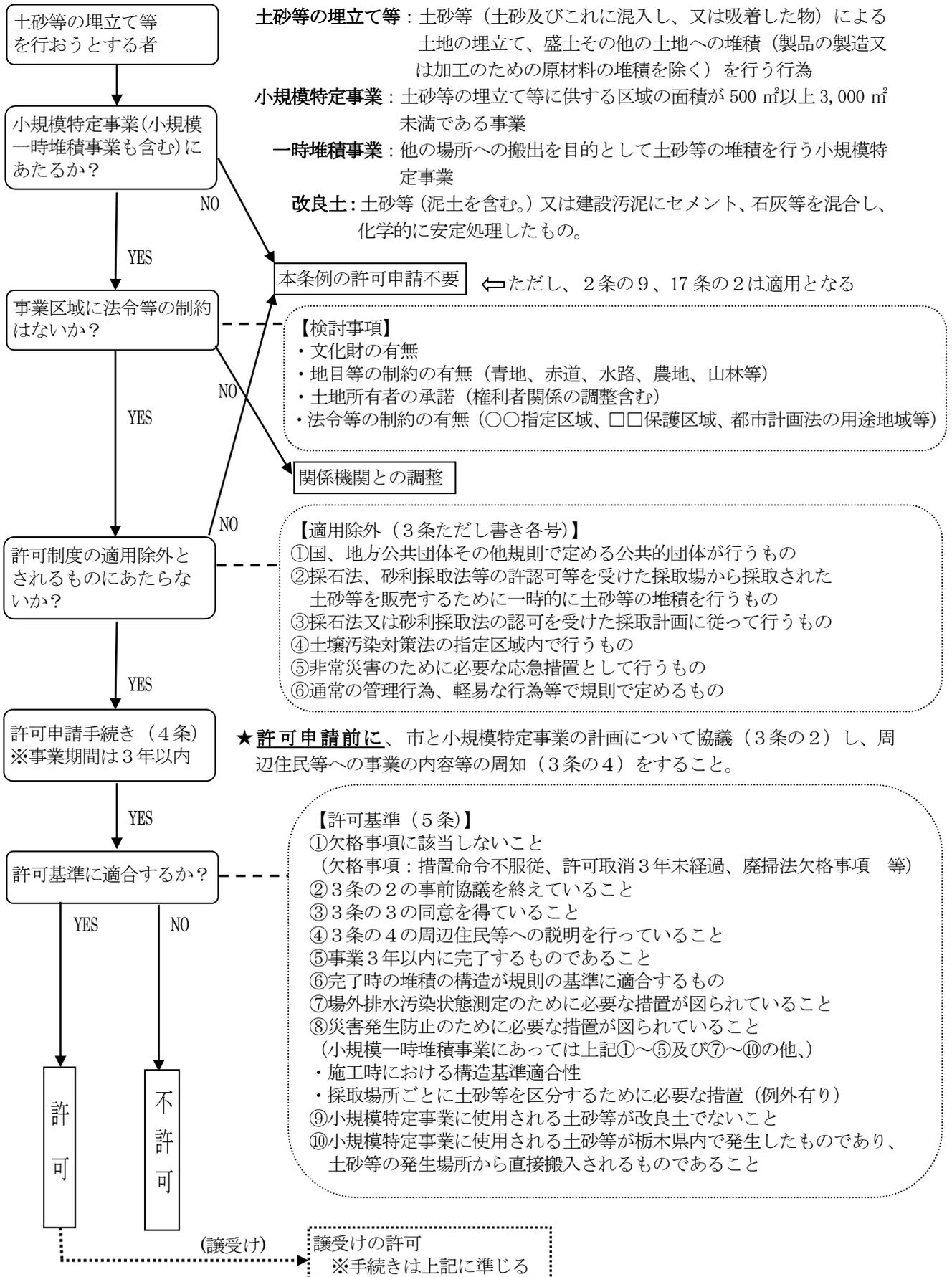


# I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

## 1 許可を受けるまでの流れ



## 2 小規模特定事業施工時の義務

### 【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（8条） ⇒ 採取場所ごと、かつ5,000 m<sup>3</sup>ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付
- ②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量の報告（9条） ⇒ 採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ③水質検査等の実施及び結果報告（10条1項・3項） ⇒ 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ④関係書類の縦覧（11条）
- ⑤標識の掲示等（12条）
- ⑥搬入車両への表示（12条の2）

### 【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（7条） ⇒ 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②休止（2か月以上）・廃止の届出（14条）
- ③譲受けの許可（14条の2） ⇒ 譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を承継
- ④相続に基づく地位承継の届出（15条） ⇒ 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

## 3 小規模特定事業の終了

